

青森大学における研究インテグリティの確保について

令和6年7月24日

学長裁定

(目的)

第1条 この裁定は、青森大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等において、研究インテグリティの確保を担保するために必要な事項を定めることを目的とする。研究インテグリティとは、従来の研究公正、産学連携活動に伴う利益相反・責務相反のリスク管理並びに安全保障輸出管理等の研究遂行に係る法令及び学内規程等の遵守に加えて、外国機関・大学との交流に伴う利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク等をマネジメントすることとする。

(内容)

第2条 科学技術・イノベーション創出の推進のためには、オープンサイエンスを原則とした多様なパートナーとの共同研究の推進等が必要である。一方、近年、研究の国際化やオープン化に伴った新たなリスクが顕在化しており、これにより、研究の開放性・透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や、研究者等が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されている。このような状況の中、本学における研究活動に関する行動規範（平成28年4月1日制定。以下「行動規範」という。）においては、青森大学の一員として法令、本学の方針及び諸規程を遵守し、並びに責任ある研究を行うことのできる公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚することが求められている。また、本学が世界との交流を進めていくために、研究者個人等の外国機関・大学との交流等に伴う様々なリスクを法令等の観点から本学として適切にマネジメントし、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保することで、信頼性のある研究環境を構築する。

(対応)

第3条 本学は、研究者等の人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受けること等により、リスクが懸念される場合には適切にマネジメントを行う。また、研究者等に対する研修等を通じて、研究インテグリティに関する理解を醸成する。

2 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、本学及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行い、誓約書を提出する。

3 前2項に関する取組は、不正防止計画推進部署が主導し、全学協力体制のもとに実施する。

(改正)

第4条 この裁定の改正は、学長が行う。

附 則

この裁定は、令和6年7月24日から施行する。